

令和7年度 母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付一覽表

適用日：令和7年5月16日

資金種別	資金の使途	貸付対象	申請者	貸付限度額	継続資金の貸付期間	交付月数	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	保証人の有無	利子等
事業開始	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入経費	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	3,580,000円			貸付けの日から 1年間	7年以内	有	無利子
				【団体】 5,370,000円					無	年1.0%
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金に充てる経費	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	1,790,000円			貸付けの日から 6か月間	7年以内	有	無利子
				【団体】 1,790,000円					無	年1.0%
修学	学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な経費	配偶者のない者が扶養する児童等 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	配偶者のない者が扶養する児童等 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	別表のとおり	就学期間中	6月	当該就学を終了後 6か月間	貸付期間の4倍以内 【専修学校一般課程】 5年以内	必須	無利子
			母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦						無	
技能習得	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費 (例) 看護師、栄養士、保育士、調理師 訪問介護員 (ホームヘルパー) ワープロ、パソコン 自動車運転免許取得に必要な経費	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	【一般】 月額 68,000円 ※1 高校に修学する場合に、その修学及び入学に必要な資金として 月額 68,000円 【特別】 ※2 知識技能の習得等のため各種学校や養成施設等に入学する場合であって、入学金など入学に要する費用や学費の前納制など、入学時や年度初め等に必要な額が貸付限度額の月額を超える場合 一括(12月分相当額) 816,000円 ※3 ※1かつ※2の場合 一括(12月分相当額) 816,000円 自動車免許取得の場合 460,000円	知識技能習得期間中 5年を超えない範囲	【一般】 6月 【特別】 一括	知識技能を習得する期間満了後 1年間	貸付期間の 2倍以内 【自動車免許取得】 10年以内	有	無利子
				無					年1.0%	
修業	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能の習得に必要な経費 自動車運転免許取得に必要な経費	配偶者のない者が扶養する児童等 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	配偶者のない者が扶養する児童等 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	【一般】 月額 68,000円	知識技能習得期間中 5年を超えない範囲	【一般】 6月分 【特別】 一括	知識技能を習得する期間満了後 1年間	貸付期間の 2倍以内 【自動車免許取得】 10年以内	必須	無利子
			母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	【特別】 自動車免許取得の場合 460,000円					無	
就職支度	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入するのに必要な経費	配偶者のない者が扶養する児童 父母のいない児童	配偶者のない者が扶養する児童 父母のいない児童	【一般】 110,000円			貸付の日から 1年間	6年以内	必須	無利子
			母子家庭の母 父子家庭の父						無	
		母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	【特別】 自動車購入の場合 340,000円					有	年1.0%
									無	

資金種別	資金の使途	貸付対象	申請者	貸付限度額	継続資金の貸付期間	交付月数	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	保証人の有無	利子等	
医療介護	医療を受けるために必要な経費 (医療保険の自己負担分、交通費等) ※当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る。	母子家庭の母 父子家庭の父 配偶者のない者が扶養する児童 寡婦	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	【一般】			医療を受ける期間が満了後 6か月間	5年以内	有	無利子	
				【特別】					340,000円 480,000円	無	年1.0%
	介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるために必要な経費 ※当該介護を受ける期間が1年以内の場合に限る。	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦					500,000円		介護を受ける期間が満了後 6か月間	有	無利子
										無	年1.0%
生活	知識技能を習得している期間又は医療介護を受けている期間の生活を安定・維持するために必要な経費	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	【一般】	知識技能を習得する期間中 5年以内	6月	知識技能習得後又は医療介護を受ける期間が満了後 6か月間	【技能習得】 10年以内 【医療介護】 5年以内	有	無利子	
				【技能】					月額 114,000円 月額 141,000円 ※ 母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が当該世帯の生計中心者でない場合 月額 76,000円	無	年1.0%
				【一般】					月額 114,000円 合計 2,736,000円 一括貸付の場合(3月分相当額) 342,000円 ※ 母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が当該世帯の生計中心者でない場合 月額 76,000円 【養育費】 養育費の取得に係る裁判等費用の場合 一括(12月分相当額) 1,368,000円	母子家庭(父子家庭)となって7年未満	【一般】 毎月一括(3月) 【養育費】 一括
	無	年1.0%									
	母子(父子)家庭となって7年を経過するまでの期間中(生活安定期間)の生活を安定させるために必要な経費	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	【一般】	月額 114,000円 一括貸付の場合(3月分相当額) 342,000円 ※ 母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が当該世帯の生計中心者でない場合 月額 76,000円	離職に係る日の翌日から起算して1年以内	毎月一括(3月)	失業貸付期間満了後 6か月間	5年以内		
										無	年1.0%
										失業期間中における生活の安定と再就職活動の促進を図るために必要な経費	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦
	無	年1.0%									
	家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者に対し、児童扶養手当の支給が開始されるまでの生活を安定させ、自立を図るための経費	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内			貸付期間満了後 6か月間	据置期間経過後10年以内	有	無利子	
									無	年1.0%	
住宅	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するために必要な経費	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	【一般】			貸付けの日から 6か月間	6年以内 【特別】 7年以内	有	無利子	
				【特別】					1,500,000円 2,000,000円	無	年1.0%
転宅	住居を移転するために住宅の賃借に際し、必要な経費 (敷金、前家賃等の一時金)	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	260,000円			貸付けの日から 6か月間	3年以内	有	無利子	
									無	年1.0%	

資金種別	資金の使途	貸付対象	申請者	貸付限度額	継続資金の貸付期間	交付月数	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)	保証人の有無	利子等						
就学支度	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校及び専修学校への入学若しくは知識技能を習得させる施設(修業施設)への入所に際し必要な経費	配偶者のない者が扶養する児童等 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	配偶者のない者が扶養する児童等 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	(1) 小学校 64,300円			【小・中学校の場合】 満15歳に達した日の属する学年を終了後6か月間	【修業施設】 5年以内 【専修学校一般課程】 5年以内 【その他】 7年以内	必須	無利子						
				(2) 中学校 81,000円												
				(3) 高等学校又は専修学校の高等課程若しくは一般課程(・は除く) 自宅 150,000円 自宅外 160,000円												
				(4) 私立の高等学校又は専修学校の高等課程 自宅 410,000円 自宅外 420,000円												
				(5) 国公立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程 自宅 420,000円 自宅外 430,000円												
			母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	(6) 私立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程 自宅 580,000円 自宅外 590,000円								【その他の場合】 当該修学を終了後6か月間		【その他】 7年以内	無	
				(7) 修業施設(中卒の場合) 自宅 150,000円 自宅外 160,000円												
				(8) 修業施設(高卒の場合) 自宅 272,000円 自宅外 282,000円												
				(9) 国公立の大学院 380,000円												
				(10) 私立の大学院 590,000円												
結婚	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が扶養している子の婚姻に際し、必要な経費	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	330,000円			貸付けの日から6か月間	5年以内	有 無	無利子 年1.0%						

別表

令和 7 年度修学資金貸付限度額（月額）一覧表

（令和 7 年 5 月 16 日から適用） 単位：円

学校等種別		電算入力コード		学 年 別		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高 等 学 校 専修学校（高等課程）	高校 専修 2（高等）	国公立	自宅通学のとき			27,000	27,000	27,000		
			自宅外通学のとき			34,500	34,500	34,500		
		私 立	自宅通学のとき			45,000	45,000	45,000		
			自宅外通学のとき			52,500	52,500	52,500		
高 等 学 校 基礎課程＋専門課程 〔5 年制〕	高校 5（5 高校）	国公立	自宅通学のとき			27,000	27,000	27,000	67,500	67,500
			自宅外通学のとき			34,500	34,500	34,500	76,500	76,500
		私 立	自宅通学のとき			45,000	45,000	45,000	98,500	98,500
			自宅外通学のとき			52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
高 等 専 門 学 校	高専	国公立	自宅通学のとき			31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自宅外通学のとき			33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
		私 立	自宅通学のとき			48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
			自宅外通学のとき			52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校（専門課程）	専修 3（専門） 専修 4（3 専門） 専修 5（4 専門）	国公立	自宅通学のとき			67,500	67,500	67,500	67,500	
			自宅外通学のとき			78,000	78,000	78,000	78,000	
		私 立	自宅通学のとき			89,000	89,000	89,000	89,000	
			自宅外通学のとき			126,500	126,500	126,500	126,500	
短 期 大 学	短期大学	国公立	自宅通学のとき			67,500	67,500	67,500		
			自宅外通学のとき			96,500	96,500	96,500		
		私 立	自宅通学のとき			93,500	93,500	93,500		
			自宅外通学のとき			131,000	131,000	131,000		
大 学	大学	国公立	自宅通学のとき			71,000	71,000	71,000	71,000	
			自宅外通学のとき			108,500	108,500	108,500	108,500	
		私 立	自宅通学のとき			108,500	108,500	108,500	108,500	
			自宅外通学のとき			146,000	146,000	146,000	146,000	
大 学 院	大学院	修士課程				132,000	132,000			
		博士課程				183,000	183,000	183,000		
専修学校（一般課程）	専修 1（一般）					54,000	54,000			

※ 専修学校の専門課程の場合の電算入力上の注意

- ・ 専修 3（専門） …… （2 年課程の場合）
- ・ 専修 4（3 専門） …… （3 年課程の場合）
- ・ 専修 5（4 専門） …… （4 年課程の場合）